

関係県立学校長 殿

体育保健課長

学校の再開にあたっての学校給食の提供について（通知）

学校の再開にあたり学校給食の提供については、下記の事項に留意し、適切に対応できるよう、関係者への周知・指導をお願いします。

記

- 1 学校給食の開始にあたって
各校で状況が異なることから、（公財）学校給食会をはじめ、学校給食用物資取り扱い業者との連絡を密にし、予定された献立の提供が可能になるとともに、会食場所の環境整備等、安全・安心な提供体制が整い次第、順次開始すること。
- 2 調理にあたって
 - （1）学校給食の再開の調理にあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食を行うこと。
 - （2）食物アレルギー対応食の調理については、事故のないよう、これまで通り確認作業を確実に行うこと。
 - （3）マスクは使い捨てである必要はなく、布マスク等、口からの飛沫や鼻腔の微生物による食品等の汚染を防ぐ機能を有するものを代替えとして使用しても差し支えない。
また、消毒用アルコールが入手困難な場合は、手指の洗浄を徹底するとともに、使い捨て手袋を着用するなどの対策を講ずること。
 - （4）調理従事者の健康管理を徹底すること。
- 3 児童生徒等及び教職員について
 - （1）配食を行う児童生徒及び教職員は、発熱、咳、鼻汁、倦怠感等の症状の有無について事前に確認を行い、これらの症状がある者は携わらないこと。
 - （2）給食当番を含め、児童生徒等及び教職員全員は、マスクの着用や食事の前の手洗いを徹底すること。
- 4 会食について
「3密」（密閉・密集・密接）を避けるため、会食場所は適宜換気を行うとともに、距離を1m以上保つ、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行うこと。

【担当】

県教育庁体育保健課（秋吉）

TEL 097-506-5636